

平成 24 年度 第 1 回 鎌倉市農業振興協議会議事録（概要）

日 時 平成 24 年 5 月 21 日（月） 15 時 00 分～17 時 00 分
場 所 鎌倉市役所 講堂（第 3 分庁舎 1 階）
出席委員 14 名
河野会長、石井副会長、安齊清一委員、梶谷委員、小泉委員、杉原委員、
高橋委員、加藤（田伏委員代理）、中島委員、鍋田委員、藤代委員、山中委員
山本委員、吉川委員
欠席委員 6 名
安齊純子委員、小澤委員、柿澤委員、林委員、盛田委員、吉田委員
事 務 局 加藤産業振興課長、渡邊産業振興課農水担当係長、青木産業振興課副主査
上林農業委員会事務局総務担当係長、

議 事

1 議題

農業振興について

(1) 「担い手育成」

(2) 「直売所」

2 その他

事 務 局：定刻になりましたので、ただいまから、平成 24 年度第 1 回鎌倉市農業振興協議会を始めます。

本日の配布資料について確認をします。本日お配りしたものは、次第、資料 1 「担い手育成・直売所について」、資料 2 「人・農地プランパンフレット」、資料 3 「5 月 16 日の神奈川新聞記事」、資料 4 「産業振興に係る市民・事業者意向調査結果（報告書）市民の意識調査編」、以上 4 点です。資料の確認をお願いします。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

会 長：本日は、前回に引き続き、「担い手育成」と「直売所」の 2 点についてご検討いただきたいと思います。

まず、資料 2 にあります、国の「人・農地プラン」の制度について、皆さんに理解を深めていただくため、神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター農地課の●●委員から、説明をお願いします。

委 員：本来であれば、横須賀三浦地域県政総合センター農政部地域農政推進課長の●●が説明するところですが、本日は、会計検査のため欠席していますので、私が代わりに説明させていただきます。お手元の資料 2 をご覧ください。

「人・農地プラン」作成の背景について説明します。平成22年3月に「新たな食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、民主党政権により「農業者戸別所得補償制度」、「食の安全・安心の確保」そして「農山漁村の6次産業化」、この3つを柱とした政策が展開されていたところ、昨年3月11日に東日本大震災が起こり、食料の安定供給が再認識されました。そして、食料の安定供給の根幹を担う農林水産業に対して国民の期待が寄せられていることから、国が、我が国の食と農林漁業の再生の姿を示さなければならないというところに至ったという経緯がございます。そうしたなかで、昨年10月25日に「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」がまとめられました。ここには、農林漁業再生のための7つの戦略が込められていて、その中の1つに「持続可能な力強い農業の実現」が明記されています。これには、「新規就農を増やし、将来の日本農業を支える人材を確保する」、「平地で20～30ヘクタールの土地利用型農業を目指す」ことを位置付けています。これは、あくまでも国が策定した基本方針で、これを具現化するため、昨年12月24日に農林水産省が取組方針を作成しました。この取組方針は、基本計画を具体的に実施するためにはどうしたらよいかということで、7つの戦略のところでも申し上げた「持続可能な力強い農業の実現」をするためには、「地域農業マスタープラン」の作成が必要であるということで、「人・農地プラン」を示したところです。「人・農地プラン」イコール「地域農業マスタープラン」です。

それでは、資料2の中でご説明します。「人・農地プラン」というのはどのようなものかと申しますと、一言でいえば「5年若しくは10年後に、地域でどのような方が、どのような農業をしていくか」ということを地域の皆さんで話し合って決めていき、それをまとめたものがプランです。これを平成24年若しくは平成25年の間に作っていただきたいという国の方針があり、それを実現するためにいくつかのメリットが含まれています。メリットは、大きく分けて3つです。1つ目が「青年就農給付金（経営開始型）」。2つ目が「農地集積協力金」。3つ目が「スーパーL資金の当初5年間の金利の無利子化」です。その3つのメリットについて「人・農地プラン」関連について申し上げますと、1つ目の「青年就農給付金（経営開始型）」は、農業を始めて間もない時期に給付金を給付するもので、給付額は年間150万円を最高額として、最長5年間受給するものです。新規就農者が農業を始めるにあたっては、農業用機械や資材の購入、農地取得のための費用等、当初投資に多額の費用がかかるため、新規参入を躊躇（ちゅうちょ）している就農希望者がいます。このような、45歳未満で原則独立・自営就農をしようとしている方々に給付金を給付しようとするものです。ただし、就農後の所得が250万円未満の方でないと給付の対象にはなりません。2つ目の「農地集積協力金」は、平地で20～30ヘクタールの土地利用型農業を

目指すというのですが、本県ではこの事業に該当する地域がありませんので、説明は省略します。3つ目の「スーパーL資金の当初5年間の金利の無利子化」ですが、簡単に説明しますと、スーパーL資金を受けるためには、認定農業者であることが条件です。認定農業者とは、意欲のある農家が農業経営改善計画を作成し、それを市町村が認定する制度です。平成22年度の本県の認定農業者は2,197名、うち鎌倉市は個人が2名です。このような方々に対し、県・市町村・農協・農業関係団体等が支援していくという中で展開される制度で、その1つとして、農業経営改善を行う認定農業者に対して、資金的に支援するという制度です。これについても、「人・農地プラン」を策定しないと、スーパーL資金を借りることはできませんが、今後5年間の金利の無利子化は適用されないということになります。このように「人・農地プラン」という組み立ての中で国が政策を策定し、農林漁業の再生を図っていこうということです。

会 長：ありがとうございました。引き続き、資料1の「担い手育成」について事務局から説明をお願いします。

事 務 局：それでは、資料1「担い手育成・直売所について」をご覧ください。

前回までの協議の中で、担い手育成、担い手とは誰なのか、どのような支援ができるのかについて、委員の皆様にご協議をいただきました。農業経営や生産緑地のことなど、農家の皆さんの「所得」、「安定収入」が、担い手育成のポイントであることを認識し、また、農業を継ぐ農家の子弟は、どのくらいいるのか、野菜の生産量はどのくらいなのか、鎌倉市内の農業の情報収集の必要性など、様々なご意見がありました。

今回作成した資料は、前回、●●委員から、担い手育成の問題で「所得」や「生産」について考えることは必要だが、「担い手は、誰なのか。」ということを考えなければいけないというご指摘を基に、委員の皆様からの意見、事務局の考えを示した資料を作成しました。

資料左側をご覧ください。担い手を、ア「農家の後継者」、イ「新規参入者」、ウ「法人」の3つに分けました。それぞれの対象者ごとに、いただいた主な意見を協議会での意見として記載しました。

ア「農家の後継者」に関しては、「農業経営」「安定収入」「所得」のことなど、実際の野菜の価格などを事例に皆様からご意見をいただき、後継者育成のポイントであるという認識を持ちました。

イ「新規参入者」に関しては、市は、どのようなことができるのか。新規参入する際に、金銭面での支援があれば、「息子にも、やってみるか」と言えるというお話もありました。また、新規参入者の就農相談については、県のかながわ農業アカデミーを有効活用するようというご指摘をいただき、すでに日常業務に活用しています。

ウ「法人」という担い手に関しては、農地法の改正で、農業参入がしやすくなりました。本市においても、平成 23 年度に、地元農業者による法人が設立され、目標を持った活動が行われていることを副会長から説明していただきました。これらの意見を踏まえての課題として、農家の後継者では、まず「後継者の把握」、「新規参入」、法人では、「参入する人たちが、どのくらい地域に馴染むことができるのか」、「行政は、どのような支援・育成をするのか。育成できるのか」という課題が見えてきました。誰にどのようなことができるかを考えなければいけないということです。そのような課題に対しての、支援、解決の手段として、平成 24 年 4 月に施行された農林水産省の「人・農地プラン」、地域農業マスタープランの策定が、解決の糸口になるのではないかと思います。

「人・農地プラン」とは、先ほど、●●委員からご説明いただきましたが、地域の皆さんが、その地域の農地や農業を、どのように行っていくかを考え、行政が、その話し合いの結果を受けて原案を作成し、農業関係機関や農業者の代表で構成する検討会でプランの審査を受け、正式決定するものです。

「人・農地プラン」作成によるメリットとして、1つ目は農業者、農地所有者が、自分達のこと、今後の農業、農地のことを考えるきっかけになるということ。2つ目は資金の支援、青年就農給付金として年間 150 万円の給付を受けることができるということで、市としても、財政状況が厳しいなか、「人・農地プラン」を定めることにより、給付金制度を利用できるのではないかと思います。スーパーL資金についてですが、本市の認定農業者は、個人 2 名、昨年法人として 1 件認定されています。現在この法人 1 件がスーパーL資金の融資を受けています。3つ目は地域の農業者、農地所有者が、自分達のこと、今後の農業、農地のことを考え、より良くしていきたいということがあれば、「人・農地プラン」は随時変更が可能だということです。

また、その他のメリットとして、「人・農地プラン」の担い手に位置付けられていない方も対象となる制度があります。1つ目は新規就農に際して資金面での支援を受けられる制度として、「農の雇用事業」があります。これは、農業法人等が新規就農者を雇用して、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に、研修に要する経費を助成するもので、給付金額は年間 1 人 120 万円です。2つ目は、青年就農給付金の準備型で、これは先ほどの経営開始型と違い、農業技術の研修中に給付金を支給するもので、給付金額は年間 150 万円です。現在、1 名の方から相談を受けています。

続きまして、資料 3 をご覧ください。「人・農地プラン」についての記事が、5 月 16 日の神奈川新聞に掲載されていました。農林水産省では、平成 24 年、25 年の 2 年間でプランを作成することを想定し、プランを作成しないということは、その地域農業に問題がなく、後継者に困っていないと判断するという国の

担当者のコメントがありますが、都市部では、なかなか難しいと書かれています。「担い手育成」にあたって、自分たちの農業、農地を考えることは、必要であると考え、「人・農地プラン」作成を解決策、支援策としていきたいと思い、今回提案させていただきました。以上で、説明を終わります。

会長：ありがとうございました。●●委員及び事務局からの説明にもありましたが、「人・農地プラン」を踏まえて担い手育成について考えていこうということですが、まず、●●委員の説明で何か質問がありましたら、どうぞ。今年の4月から始まった制度ということで、農業関係の方はご存じだと思いますが、初めて聞かれた方もいらっしゃると思います。ご質問や意見はいかがでしょうか。

委員：これは昨年4月に、国の四次補正予算で出てきたもので、私も「人・農地プラン」が何に、どのように役立つのか、当初はわかりませんでした。国が施策を実施していく中で、単なる計画だけでは実現が難しいため、1つの制約として、新規就農者に対する定額助成への条件を付け、融資に関しても、認定農業者に対して農業改善計画の作成を義務付けています。新規参入の門戸は広げながらも、きちんとした計画を作ってもらうことを前提にしてできた制度ということを、私も少しずつ理解しています。

会長：国の政策の評価委員ということで、●●委員はいかがですか。3月まではそのような話は出なかったのでしょうか。

委員：特にありませんでした。

会長：現在、東北地方のうち太平洋側の農地は東日本大震災により壊滅状態ですが、きちんと農業経営をする人が出ない限り、この地域の農地の復活はない、そのためには新規就農者の支援が必要だと思っています。神奈川新聞の記事にもありますように、確かに都市部では「人・農地プラン」が作りにくいということがあると思います。広い農地を確保するのが難しく、しかも、地域が分散していますので。ただし、事務局から説明があったように、鎌倉市も「人・農地プラン」を作っていく方向で検討しているようです。前回会議で、●●委員から農業経営を開始してから2～3年間支援が受けられれば新規就農者が増えるのではないかという意見がありましたが、いかがでしょうか。●●委員、例えば、新規参入とは、両親が農家で、担い手である子が会社勤めをしていたが、その子が農業を始めるという場合に当てはまるのですか。

委員：45歳未満で、新たな経営体として始めるのであれば、可能です。

ただし、農業経営体として独立することが前提ですので、親が農業をやめて、その子が農業経営者として独立するということです。

会長：それが当てはまるのは、恐らく鎌倉市や藤沢市だと思いますが。

委員：先日、かながわ農業アカデミーから聞いた話ですが、卒業しても就農しない人

が意外と多いそうです。そこで、アンケートを行ったところ、「自信がない」と「お金がない」というのが主な理由だったとのこと。県としても新規で対策を考えていたところですが、国の制度ができたので、活用しようと思っています。

会 長：かながわ農業アカデミーの担当職員が、6月に日本大学や東京農業大学に来て、学生に新規就農の説明をされるとのことですが、この取り組みは今回が初めてですか。

委 員：そうです。

会 長：それは、今回の「人・農地プラン」と関係がありますか。

委 員：総合的に関係がありますし、産学連携の中でご協力いただいているところです。

会 長：私が所属している日本大学も、タイアップしていろいろやっています。

事 務 局：補足させていただきますが、新規就農者は、誰でも良いという訳ではありません。「人・農地プラン」には、地域にお住まいの農業者が、話し合いで地域のリーダーと主体的な経営体を、皆さんの合意のもとに決めていただき、例えばAさん・Bさん、A経営体・B経営体が「人・農地プラン」の中に盛り込まれることにより、初めて青年就農給付金を受けることができるということです。

委 員：その通りです、誰でも良いと言う訳ではありません。あくまで鎌倉市が作成しようとしている、担い手として「人・農地プラン」に位置付けることが前提です。

事 務 局：地域には、様々な考え方の人がいます。「この人なら、地域のリーダーにふさわしい」ということを決めていただいたうえで、地域の皆さんの了承を得る必要があります。まずは、地域の中で「人・農地プラン」の作成が可能であるかということが重要です。

会 長：その辺りは、いかがですか。

委 員：新規就農希望者が、地域の中に入って、その中で認められた人が給付や支援を受けられるということですか。

委 員：そうです。

委 員：なかなか、難しいですね。

委 員：要は、やり方だと思います。鎌倉市がどういう形で「人・農地プラン」を作っていくのか、どう誘導していくのか。閉鎖的な集落であれば当然、外部からの参入ができないのが現実です。これは、本県に限らず、全国どこの集落も同じです。今、会長がおっしゃったとおり、Uターンしてくる方が多いので、「誰々さんのご子息だから、父親も母親もいるので」ということで、問題はないかと思えます。そういう意味で、私が今日一番気にしているのは、鎌倉市が、認定農業者として法人1件を認定していますが、これから参入する他の法人を認定する意向があるのかどうか、鎌倉市がプランを作るうえでの考え方が重要です。

エリアを広げるのか、就農者を増やすのかわかりませんが、どのような形で「人・農地プラン」を作っていくのか、指導的イニシアティブをどうとっていくのかということがポイントだと思います。これは、小さく捉えれば「人・農地プラン」が作れずに終わってしまうということもあります。逆に、その辺りをお聞きしたいです。

事務局：資料1のメリットの③に、「人・農地プランは、随時見直しすることができる」とありますが、新規参入者がいた場合、その者が地域で中心的な存在になっていくということを皆さんが認めれば、プランの中に位置付けられます。ですから、新規参入が全くできないということはないと思います。それから、今後気を付けなければいけないこととして、●●委員からも話がありましたが、メリットに沿ってこれからどうするかということを決めていくと、本末転倒になってしまうので、地域の皆さんは、そういうことも踏まえて、5年後、10年後の年齢層がどうなるかということも考慮に入れながら、地域の未来像を決めていく。また、後継者を認めないということであれば、新規参入しやすくするような体制づくりを検討したうえで、随時プランの見直しを行っていくことになると思います。ただし、今の段階では後継者の把握が完全にできていないので、5年後、10年後のことを考えるのが難しいということであれば、当面は新規参入に絞って考えなければいけないと思います。

会長：新規就農というのはなかなか難しいですが、私は、農家の子弟が将来の農業の担い手となる、これが一番組み立てやすいと思います。

次の議題(2)「直売所」との関連になりますが、直売所を設置していくという話のなかで、地域の「農業マスタープラン」を考えていく。もちろん、スーパーや農協に出荷するということも大切ですが、鎌倉市内に直売所を設置できるのではないかと。新規参入の項目として、そういったことも入れておけばよいと思います。今、鎌倉市内の農業は、多品目・少量生産でやっています。この間、NHKで四国の農家が集団で農業を経営し、現在も規模を拡大しているという事例を紹介していました。今は成熟社会で企業が発展していくのが難しく、100%の就職も望めない、もし就職できたとしても就職先に満足している人が少ない、そのような状況であればこそ「農業はきつい、つらい」ではなく、「農業はいい」という流れを作っていく、そうすれば都市部でも農業ができるのではないかと思います。

事務局：鎌倉ブランド会議という、市内産の農産物をPRするため関係者が話し合う場がありますが、その中で、行政・農業者・JAが連携して農業の振興を図っていく流れができてきました。そういう中で、資料にも記載させていただいたとおり、農業者が周りの農業者のことを考えていく、自分の子のことを考えていく、そのようなことができるきっかけにしていきたい、「人・農地プラン」につ

いてはそういうイメージで考えています。そこに、先ほど会長がおっしゃったとおり、例えばUターンしてくる息子さんがいることがわかれば、5年後来るかも知れないという話もあるかと思えますし、友人が新規参入したいと言っているということがわかれば、どうかということになります。そういうことを皆さんで話し合っただけなのではないかと思いました。

鎌倉ブランドマークを登録した後、JAと農家が話したりする、そういったこともこの「人・農地プラン」の中でできる、5年後、10年後の鎌倉の農業と一緒に考えていく、そのきっかけになればいいと思います。

会長：鎌倉市は、資料1の「人・農地プラン作成によるメリット」でまとめているのですが、その辺りを検討のうえ、農家や関係機関と共に「人・農地プラン」を作っていきたいということを、今日のところは出席の皆さんに同意いただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

委員：あと、このプランの中で鍵になるのが、農業委員会ではないかと思えます。というのは、後継者であれば両親だけで済みますが、新規参入ということになりますと、当然、実績等の問題が出てきます。いきなり農地を借りたと言っても借りられないので、その辺りで農業委員会がどのような判断をして、認めていくかということ、計画を策定する際には慎重を期すと共に、幅を持たせる必要があると思えます。

委員：農業委員会も、農家の後継者問題を大きな問題として捉えています。今、なぜ遊休農地が増えているかということ、後継者が少ないということと、農家そのものが高齢化しているということがあるため、現状をどうしていくかということが課題となっています。農業委員会も、後継者問題を含めた「人・農地プラン」と整合性をとりながら地域の話し合いの中に入り、協力していくことが必要だと思います。

委員：誰かが引っ張っていく、農業者がその役割を果たせば一番いいですが、その先を見据えていくということになると、できる人とできない人に分かれるのではないかと思えます。

委員：3月に当大学を卒業した学部生のうち一人が、農の雇用事業の青年就農給付金150万円の給付を受け、新潟県の農業生産法人に就職しました。雪深い土地柄のため、農作業ができる時期は限られていますが、青年就農給付金のお蔭で大変助かっているそうです。この学部生は実家が専業農家でその後継者ですが、本人がこの制度を理解したうえで就職先を探してきたようです。従って、後継者がどのくらいいるかという実態が把握されていないという中で、今後市内の農地をどのように保全していくかというところで、新たな農業の担い手が就農しやすい環境づくりをどのようにしていくか、農業者サイドだけでなく、市民、消費者も参加して「人・農地プラン」の作成をしていけば、地域の皆さんにも

分かりやすいものができるのではないかと思います。

委員：資料1のメリットにもありますが、5年後、10年後の農業を考えることについていきっかけになると思います。

副会長：資料2の2枚目に、青年就農給付金の給付を受けるための条件として、農家の子弟の方でも、「イ 親の経営から部門を独立させる場合」あるいは「ウ 親元に就農してから5年以内に親から経営を継承する場合」がありますが、非常に曖昧（あいまい）な感じがします。この辺りはどのような判断をしたらよいでしょうか。

委員：この条件の根拠となっているのは経営基盤強化促進法です。この法律では農業経営体をすべての基本に置いており、今までの農業は、親子で生計を一にして経営していましたが、今後の農業は、親子であっても生計や農業経営を完全に分けて経営することを基本としています。従って、「ア 親とは別の経営をする場合」と「イ 親の経営から部門を独立させる場合」は同じ意味合いで、「ウ 親元に就職してから5年以内に親から経営を継承する場合」は、経営者である親が高齢化していながら、1年や2年では子への経営移譲が進まないということがあるなか、おおむね5年以内であれば可能だろうということで、期間を定めたと聞いています。

副会長：経営移譲については、確定申告も関係するのでしょうか。

委員：関係します。経営基盤強化促進法は、「農業者の所得の向上、農業経営の自立、及び他産業と同等の収入を得る」ことを基本としていますので。

事務局：市としては、二世帯で農業経営をしている方が多いので、この制度を上手く使いながら、応援していきたいと思います。

会長：資料2の2枚目の「青年就農給付金」の中に、「農家の子弟の方でも、「ア 親とは別の経営をする場合」、「イ 親の経営から部門を独立させる場合」、「ウ 親元に就職してから5年以内に親から経営を継承する場合」とあります。45歳未満で、上記の条件を満たしていれば可能とのことですが。

委員：経営移譲してしまうと対象外ですね。

副会長：就農後の所得が250万円未満の方ということですから、それを超えてしまうと対象外ということですが、対象者は、市町村が認定するのですか。

事務局：地域の農業者や市民の皆さんに認定してもらう必要があります。手法はいろいろあるようですが、流れとしては、まずアンケートを行い、集計結果を基に地域の農業者や市民の皆さんが話し合いをし、その結論を受けて市が「人・農地プラン」の原案を作成、それを農業者・農協・農業委員会等で構成した検討会で検討し、了承が得られたら、「人・農地プラン」として正式にまとめるということになると思います。要するに、新規就農者が出てきた際に、「人・農地プラン」がないと、それが原因で他の市町村へ流れてしまう可能性があるため、受

け皿として作成する必要があるということです。

会 長：給付はどこが行うのですか。

事 務 局：給付は国からになります。給付の流れとしては、国から市町村へ、市町村から申請者へ給付する、そのような流れになると思います。

副 会 長：条件が厳しいので、このプランは簡単にできないという認識があるが。

事 務 局：受け皿である「人・農地プラン」がないと、新規参入者が、他市町村へ流れてしまうので、それを避けたいということで作成するものです。

委 員：青年就農給付金は、神奈川県のある、就農支援金に 150 万円上乗せして支給するというイメージを持っているのですが、そういうことですか。

委 員：以前、県の青年就農審査会の委員をしていたことがあります。こういった制度は、先ほど事務局から説明があったとおり、市町村の決定は別にありますが、各事業ごとに、制度ごとに審査していきます。制度が並び立っているなかでやっていくので、就農支援金に 150 万円上乗せしただけではないということです。

事 務 局：「人・農地プラン」では、5年間農業を続けないと対象にならないということです。

委 員：新規参入の障壁となっているのが、設備投資の部分です。経費がかかるので、なかなか難しい問題です。新規参入して収入が出ても、設備投資で消えてしまう。この問題を解消するために、青年就農給付金という制度が出来たのではないかと思います。農家の皆さんも、できれば息子さんに農業を継いでもらいたいでしょうが、2人参入したからと言って、収入が倍になる訳ではないので、大変です。そういう理由で、新規参入が進まないということがあるのではないのでしょうか。

委 員：青年就農給付金の準備型は、人・農地プランに入っていなくてもいいのでしょうか。

委 員：必須要件ではありません。準備型は研修中の方が対象で、「人・農地プラン」への位置付けは必要ありません。農業経営を開始したもののお金がない、経営展開をしたい、そういう即戦力となる人たちへの給付が経営開始型です。更に、研修を行う側に対する補助が「農の雇用事業」で、雇い主へ給付するものです。

会 長：新聞記事に「プランを作る気がないなら、そこの地域農業には問題がなく、後継者は困っていないという判断となる」と書いてありますが、ここまで言い切っているものかと思いますが、どうでしょう。今、ここで、皆様から出てきた意見を聞きますと、「人・農地プラン」を作成することは、悪いことではないと思います。ここで、2点ほど確認をお願いします。

今回提案のあった「人・農地プラン」について、作成することの方向で了承をいただきたい、また今後もこの件に関して継続して検討をしていくことでよろしいかということです。皆さん、いかがでしょうか。

<委員了承>

事務局：補足です。直接的な支援ではありませんが、農地の集積化についてです。「人・農地プラン」を作成する理由は、新規就農者の増加と耕作放棄地の解消ですが、地域の皆さんが集まって「人・農地プラン」を作成することにより、耕作放棄地の解消と農地の利用集積が進むのではないかと考えています。そのような内容を「人・農地プラン」の原案の中に盛り込むことができると考えていますので、農業者の話し合いの中で、地域の中心となる経営体を決めることにより、そのようなメリットがあると考えています。

会長：農業委員会と協力することにより、耕作放棄地の解消を図ることができるので、農地の集積化は、ぜひやっていただきたいと思います。
それでは、次に、「直売所」と「市民意識調査結果」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料1の下段にあります、「(2) 直売所 大型や常設型によらない直売はできないか」について説明します。

直売所については、委員の皆様から多くの意見をいただいています。「直売は、自分で値段を付けることができ、収入の向上につながる。」という話がある一方、「現状の農家数、生産量では、常設の直売所への出荷体制が確保できない。」という話があり、特に出荷体制の確保ができないことは大きな課題ととらえています。しかしながら、「何らかの工夫により、鎌倉の農産物の販路拡大を考えてはどうか。」「水産業も合わせて、鎌倉ブランドの掘り起こしを図ったらどうか。」ということで、収入の向上が図れるのではないかと意見もありました。そこで、直売所の方向付けとして、大型や常設型の直売所は難しいため、例えばJAさがみの各支店を利用した朝市の開催や、茅ヶ崎市で実施した、市役所等公的施設を利用した直売など、鎌倉のPRをするようなことをしたらどうかと思っています。それが、専業農家や自給的農家の皆さんの販路の確保につながる可能性があるのではないかと考えています。現在、スポットでの直売所の開設は、秋の収穫まつり、鎌倉・腰越両漁業協同組合の朝市、個人による直売、JAさがみ各支店での直売があります。このようなものの回数を増やすことができればいいのではないかと考えています。

続きまして、資料4「産業振興に係る市民・事業者意向調査報告書（市民の意識調査編）」をご覧ください。こちらは、昨年の緊急雇用創出事業に基づき、市民の農業・水産業・商店街に対する市民の意識を調査し、把握することにより施策形成の基礎資料を得る目的で実施した調査の結果です。1ページから2ページには調査の概要が、3ページから13ページには調査結果の集計と分析が、30ページから45ページには農業に関しての調査結果の集計と分析が、46ページ

ジから 61 ページには水産業に関する調査結果の集計と分析が記載されています。62 ページから 74 ページは資料編で、アンケート調査票が付いています。なお、調査結果とその分析については、30 ページから 45 ページのとおりです。

●●委員から、鎌倉市民のなかには、農作業を手伝いたい、やってみたいと考えている人が多いという意見をいただいています。市民の中から、そのような人をどうやって見付けるか、このことも今後考えていきたいと思っていますし、また、この結果を参考に、直売所についても考えていきたいと思ひます。

会 長：2,000 人の抽出は、どのように行いましたか。

事務局：市内全域の 18 歳以上の全市民から、無作為で抽出しました。職業は特に考慮していません。有効回収数は 741 通、回収率は 37.05%です。

会 長：いかがでしょうか。この協議会を後押ししているような結果が出ています。38 ページの質問に「野菜を食べたい理由」についてという項目があります。このような質問をすると、「新鮮さ、安心、安全」の回答とともに、「地元の応援のため」、「地産地消」と回答した方も結構います。何かを始めたら、みんなで支援しようという意識を市民が持ってくれば、少しくらい高くても買ってくれる、それが大事だと思います。

委 員：34 ページの「日頃の野菜の購入先について」の表を見ると、「市内の直売所など」と回答した市民が 25%います。この数字の根拠は、無作為で 2,000 人を抽出したということですから、鎌倉地域はレンバイが近いので購入者が多いということがわかりますが、全市的に見ると、レンバイだけでなく、各地域に小規模な直売所がかなりあると思います。結果を見て思ったのは、直売所を増やしていく、それにより農家のその日の収入が増えることにつながると思うのです。私は、以前から常設の直売所の開設をお願いしていますが、副会長からのお話ですと、常設の直売所は常時数軒の農家が出荷して、常に品物がある状態にしておかないと維持が難しいという指摘があったのは理解しています。実際に、常時直売所へ出荷できる農家を確保できるのかということ、なかなか難しいというのが実情です。そうすると、大きな直売所を市内に作るのは難しいので、個人が庭先でやっている直売所への支援も必要ではないかと思ひますし、資料 1 にもありますが、例えば J A さがみの大船支店では、1 ヶ月か 1 週間ですか、朝市のようなものを行っていると聞いています。そういう場所を積極的に提供していただいて、農家の皆さんにどうぞお使いくださいと言えば、野菜はすぐに集まると思ひます。また、資料 1 に書いてあるように、周辺の農家が少ないので難しいかも知れませんが、市役所を利用した直売を実施することが、直売所を増やしていくひとつのきっかけになると思ひます。

会 長：●●委員がおっしゃったように、資料 1 の「直売所の方向」について、J A さがみの各支店を利用した朝市等の開催、市役所を利用した直売の実施とありま

すが、市役所でどこか使える場所がありますか。

事務局：市役所のロビーなどが考えられます。市役所での朝市は、茅ヶ崎市が実施しています。茅ヶ崎市のJAさがみ茅ヶ崎市青壮年部のメンバーが、地元産の野菜をPRすることを目的として、四半期に1回行っているそうです。その場合は、PRですので、販路拡大にはつながらないと思います。鎌倉市で実施するとしても同様かと考えます。また、市内の直売所について、マップを作ることは、市内のどこに直売所があるかがわかるということだと思います。

副会長：JA大船支店での直売は、夏と冬の年2回だけです。というのは、JAは金融機関でもあり、警察から防犯について厳しく言われているので、これ以上回数を増やすことは難しいです。ただ、出来ないことはないと思います。

JAの関係者としては、この「人・農地プラン」を基に、ぜひ地域の農業者のことを考えていきたいと思います。また、資料4の40ページ「⑩農作業をしてみたいと思うか」のうち「してみたい」を年齢別にみたところ、「18歳～19歳」が最も多く、この結果には驚いています。若い人たちが農業に興味を持ってくれるのは、本当に喜ばしいことです。

委員：私は深沢地域在住ですが、年に1度行われるフェスティバルで野菜が売られています。常設の直売所というお話がありましたが、軒先販売ですと、販売をしている日が不確定なので利用しにくいです。春先になると、野菜がたくさん出てきて、販売する曜日が増えてきます。今朝も、郵便局の隣のトマトだけが置いてあるお店に行って、買いました。無人の軒先販売は、野菜が売られている曜日が決まっていて、何が出ているかわかればいいのですが、なかなか難しいですね。

委員：先ほど、●●委員のお話にあったように、直売所が離れていると納品や売れ残りの回収に時間がかかります。と言って、新たに直売所を作ると、品揃えの点で不安があるため、最近では、近くのコンビニエンスストアに置かせてもらうこともあるようです。大型の常設型直売所については、朝市や夕市、JA支店の直売が多くなりすぎ、そこに品物が集まらないということで苦戦しているところがあれば、逆に質の競争が起こり、安売りではなく本当にいいものを出して利益を上げることにより、上手くいっているところもあるようです。もし、どうしても直売に投資するのであれば、流通・小売等を絡めた、直売所の再編整備を考えなければならないと思います。

会長：他にないようでしたら、直売所の方向付けやメリットについてということで意見がでましたので、まとめます。

直売については、市の施設をお借りして、年に1回、PRの場として朝市を行う。また、いつも意見として出ていますが、直売所のマップを作る。大変かも知れませんが、そういったものが出来れば、いい意味でつながりが出来てくる

と思います。これについても、難しいところですが、もうひと踏ん張りというところですので、継続して検討していくということでよろしいでしょうか。

<委員了承>

会 長：他に、皆さんに了承を得るようなことはありますか。

事務局：今、会長がおっしゃったとおり、直売所のマップについては、いろいろところで作成しているということを知っています。開設者の了解をいただきながら情報を集め、皆さんと話し合いをしながら作っていきたいと考えています。

会 長：調査は、どこで、どうやって行いますか。

事務局：鎌倉ブランド会議へ確認することになると思います。鎌倉ブランド会議はJAが設置したもので、登録会員はそこで確認することが出来ます。個人情報保護法があるので制約はありますが、該当者からマップへの掲載希望があれば可能だと思います。

会 長：そこで、登録会員はわかるのですか。

事務局：わかります。

会 長：該当者に登録していいか、確認する訳ですね。直売所をしているか、している場合どこにあるのか、有人か無人かなど。その程度であれば、出来るような気がします。

事務局：鎌倉ブランド会議には様々な部会があり、さまざまな農家が参加しているのでそこに持ちかけて、相談しながらやっていくつもりです。

会 長：そこで、情報を把握していく訳ですね。

事務局：そうです。

会 長：作ってしまえば参加する方は多いと思いますが、信頼性の問題として、売っている野菜の品質は重要です。

事務局：売っている野菜の質が悪いと困りますし、地域によって直売所の設置数に差があるというのもどうかと思います。また、漁業者も農業者との協同事業について理解していて、漁業者と共同で実施している事業として、漁協が実施している朝市で農業者が野菜を販売しており、魚が獲れなくて品薄な時にはかなり重宝しているようです。

年に1回、PRの場として市役所で朝市を行うということについては、そのようなイベントの開催が可能か、施設を管理している管財課に確認したうえで、可能であれば開催してみて、皆さんの反応を見ていきたいと考えています。

副会長：腰越の朝市というのは、漁協でやっているのですか。

事務局：実施主体は腰越漁業協同組合で、そこからJAさがみを通じて関谷の農家の1件に出店依頼をしています。開催は、毎月の第1、第3木曜日です。

副会長：あつと言う間になくなってしまおうと聞いています。

事務局：魚はなくなってしまいますが、野菜は、売れ残ることもあります。

- 会 長：いずれにしても、成功していますね。藤沢市でも同じものをやっていますが。
- 事 務 局：鎌倉漁業協同組合は、鎌倉パークホテルの駐車場を借りて、毎月第1日曜日に朝市をやっています。また、それとは別に、地元の商店等と連携したイベントもやっているようです。
- 委 員：先日行きました、長野県の諏訪地域では、「地産地消」ではなく、「地産地集」といって、地元の産物を地元の商店に集めて、地元の暮らしに役立てていく、そういう取り組みが行われています。鎌倉でも出来そうな取り組みなので、紹介しました。
- 事 務 局：今回、初めて市民・事業者意向調査を行いました。調査結果については、予想どおりのものもあれば、予想外のものもありましたが、偏りもなく、市民の市内の農業や水産業に対する一般的な意見であると理解しておりますので、今後施策の参考にしていきたいと思えます。
- 会 長：この調査結果は、今後どうするのですか。
- 事 務 局：市のホームページで公表する予定です。
- 会 長：調査結果がすぐに見られるよう、ぜひホームページへの掲載をお願いします。他に、何かありますか。
- 委 員：前回会議でも申し上げましたが、すぐに行ける場所に直売所の設置をお願いしたい。自宅からレンバイまでが遠く、なかなか行かれないので。例えば、漁協、市役所ロビー、スーパーなどでそのような催しが可能でしょうか。
- 事 務 局：例えば、水産物は、水漕を持っていかなければいけないというように、それなりの設備が必要なので、現状は難しいと思えます。なお、野菜については、スーパーの一角で農家が直接販売していることはあります。
- 委 員：私のお店では、店頭スペースや催事スペースがあれば、そこでやってもらっています。消防法が絡んできますので、一概に「やれます」とは言えませんが、使用するスペースと期間さえきちんとわかっているれば、やっていただくことは可能です。なお、駐車場での開催は、現状では難しいと思えますが、今後課題として検討していきたいと思えます。
- 会 長：それでは、事務局には直売所についての方向付けと、設置した場合のメリットについて継続で検討していただきたいと思えます。また、直売所のマップについては次回の協議会までに原案を作ってくださいようお願いします。
- それでは、「3 その他」について、事務局から何かありますか。
- 事 務 局：今月から、鎌倉市内で生産された農産物の放射性物質検査を実施しています。これは、市内で生産された農産物を、JAさがみ鎌倉営農センターが受け付けたうえ、それを本市の浄化センターに持ち込んで検査してもらうもので、5月から、1か月2回、各回1検体で実施しています。そして、その検査結果は、速報として、その日のうちに市のホームページで公表します。

先日、第1回目のダイコンの検査結果が出まして、その結果は、不検出でした。ただし、この検査を行うためには、ある程度の分量が必要なため、生産者と相談のうえ、検査用として無償提供する農産物を決めています。

なお、市の浄化センターは、国が認定した検査機関ではないので、正式な検査結果としては公表できませんが、そのことについてはJAも了解しています。その検査結果を公表することにより、農産物を出荷した際、安全・安心を市民にアピールできると考えています。

委員：この調査結果は、市独自ということで、市のホームページで公表するのでしょうか。

事務局：市のホームページで公表する予定です。なお、機器は簡易式ではなく、かなり本格的なものが1台あります。もしご覧になりたい方がいれば、こちらにご連絡ください。また、検査は、持ち込まれた検体をミキサーで細かくし、人が食べるのと同じ状態にしてから検査をしているため、どうしても時間がかかります。今のところ、1日3検体程度とのことです。

副会長：十分だと思います。余り厳密にすると、逆に風評被害を広げることになってしまいます。特に、露地栽培の果菜類や根菜類について検査を行って、問題のない数値であれば、公表してもいいと思います。これもあれも怪しいとなれば、それ自体が風評被害となるので、このやり方で十分だと思います。

会長：日本大学も、同じような機器を入れました。まだ稼働していませんが。

事務局：市全域をカバーしているので大変です。プールの水など、いろいろなものを検査してほしいという要望があるので。

副会長：検体はどのように細かくするのでしょうか。

事務局：例えばダイコンであれば、細かく刻んで、空気が入らないよう容器に詰め込みます。水は特に入れていません。

会長：重要なのは、重量ですか。それとも容積ですか。

事務局：重量で、2キログラムです。ただし、魚は受けていません。理由は、細かく刻むにあたり、前準備が大変なためです。

会長：今後も、随時調査のうえ、ホームページでの公表をお願いします。

他の委員の皆様から、ご意見がありますか。

特になければ、本日の会議を閉会します。